特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	児童施設措置事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、児童養護施設等への入所措置等に係る負担能力の認定並びに 児童養護施設等への入所措置等に係る費用の徴収に関する事務における 特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱い が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取 り組んでいることを宣言する。

特記事項

_

評価実施機関名

神戸市長

公表日

令和2年12月14日

88 /* ** +0

連絡先

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務						
①事務の名称	児童施設措置事務						
②事務の概要	里親への委託、又は乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、障害児施設若しくは児童自立 支援施設への入所措置に係る負担能力の認定及び費用の徴収に関する事務(児童福祉法第五十六 条第一項・第二項)並びに関係機関に対する資料の提供等の求めに関する事務について、特定個人情 報ファイルを使用する。						
③システムの名称	「福祉情報システム」「共通基盤システム」「統合宛名システム」「中間サーバーシステム」						
2. 特定個人情報ファイル:	名						
(1)児童施設措置台帳ファイル							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の7の項						
4. 情報提供ネットワークシ	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(要施する)(要施しない)(3)未定						
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第16、56の2、57、116項) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二第16項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	こども家庭局こども家庭センター						
②所属長の役職名	こども家庭局こども家庭センター所長						
6. 他の評価実施機関							
_							
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求						
請求先	神戸市市民参画推進局 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-5175						
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ						

神戸市こども家庭センター 住所:神戸市中央区東川崎町1丁目3番1号 電話番号:078-382-2525

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			31年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成	31年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	話書]		2) 基礎:	肢> 項目評価書 項目評価書及び፤ 項目評価書及び≤	重点項目評価書 2項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ <u>重</u>	重点項目評 ————	価書又は全項目評価書	書において、リスク	対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分 3) 課題	力を入れている である が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[0]	委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	2) 十分	力を入れている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。)	[0]	提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	2) 十分	力を入れている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分 3) 課題	力を入れている である が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択 1)特に 2)十分 3)課題	肢> 力を入れている である が残されている			
7. 特定個人情報の保管・決	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監査	<u> </u>		
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	2) 十分	肢> 力を入れて行って に行っている に行っていない	いる		

変更箇所

次 又 回 /		本事故の記載	亦再後の記載	+B (J) (0±.49)	ᄩᄜ
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月24日	I 5. ②所属長	野元 幸次	大野 浩	事後	
令和1年6月28日	I 5. ②所属長の役職名	大野 浩	こども家庭局こども家庭センター所長	事前	様式変更
	Ⅱいつの時点の計数か	平成27年1月21日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IV1. 提出する特定個人情報 保護評価書の種類	(なし)	基礎項目評価書	事前	項目追加
令和1年6月28日	Ⅳ2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	(なし)	十分である	事前	項目追加
令和1年6月28日	IV3. 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(なし)	十分である	事前	項目追加
令和1年6月28日	よって 不正に使用されるリスク への対策は十分か	(なし)	十分である	事前	項目追加
令和1年6月28日	№6. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(なし)	十分である	事前	項目追加
市和1年0月28日	№6. 不正な提供が行われる リスクへの対策は十分か	(なし)	十分である	事前	項目追加
△ 1114 € C E 00 C	1777 性学体】性起の伊答。	(なし)	十分である	事前	項目追加
令和1年6月28日	Ⅳ8. 監査	(なし)	自己点検	事前	項目追加
令和1年6月28日	IV9. 従事者に対する教育・啓 発	(なし)	十分に行っている	事前	項目追加
令和2年12月14日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第12条1,3,4	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第12条	事後	
令和2年12月14日	I 7. 請求先	(市役所本庁舎2号館2階)	(市役所本庁舎1号館18階)	事後	